

仁愛大学派遣学生および特別聴講学生に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、仁愛大学学則（以下「学則」という。）第39条に基づき、仁愛大学（以下「本学」という。）に在学する学生で他の大学または短期大学（以下「他大学等」という。）の授業科目を履修する者（以下「派遣学生」という。）および同第53条に定める特別聴講学生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(規程の改廃)

第2条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

第2章 派遣学生

(他大学等との協議)

第3条 学則第39条に規定する他大学等との協議は、教授会の議を経て学長が行う。

2 前項の協議は次の事項について行う。

- (1) 履修できる授業科目の範囲
- (2) 対象となる学生数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 派遣の時期
- (5) 派遣期間
- (6) その他必要な事項

(派遣の要件)

第4条 学生の派遣は、前条の協議が成立している他大学等に対して行う。

2 他大学等において履修し卒業要件の単位として認定できる授業科目の範囲は、学生が所属する学科の区分に応じて、教授会の議を経て学長が定める。

(派遣志願手続)

第5条 他大学等において授業科目を履修しようとする者は、派遣学生願書を学長に提出しなければならない。

(他大学等への通知)

第6条 学長は、前条の願書を提出した者について、教授会の議を経て、派遣先の他大学等に通知する。

(派遣の許可)

第7条 学長は、他大学等から授業科目の履修を許可されたときは、派遣を許可する。

(派遣の時期および期間)

第8条 派遣の時期および期間は他大学等との協議で定めた時期および期間とする。

(授業料)

第9条 派遣学生は、本学学生としての授業料を納付しなければならない。

(単位の認定)

第10条 派遣学生が第6条の許可を受けて他大学等において履修した授業科目の単位に

については、当該他大学等の成績評価も含めて認定し、学則第38条および仁愛大学履修規程第7条の規定に基づき成績を表記する。

(派遣学生の責務)

第11条 派遣学生は、この規定のほか、派遣先の他大学等の諸規程を遵守しなければならない。

(派遣許可の取消)

第12条 学長は、派遣学生が次の各号の一に該当するときは、派遣先の他大学等と協議した上で、教授会の議を経て第7条の許可を取り消すことができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき
- (2) 派遣学生としてふさわしくない行為があると認められるとき

第3章 特別聴講学生

(他大学等との協議)

第13条 第3条の規定は、学則第53条に定める他大学等との協議について準用する。この場合において、第3条中「派遣」とあるのは「受け入れ」と読み替える。

(受入の時期および期間)

第14条 特別聴講学生の受け入れの時期および期間は、他大学等との協議で定めた時期および期間とする。

(特別聴講志願手続)

第15条 特別聴講学生として、本学の授業科目を履修しようとする者は、特別聴講学生願書その他学長が必要と認める書類を、所属する他大学等の長を通じて、学長に提出しなければならない。

- 2 前項の志願者の検定料は免除する。

(入学者の選考)

第16条 学長は、前条の志願者について、教授会の議を経て選考する。

(入学手続および入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本人および保証人連署の誓約書ならびに別に定める書類を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 特別聴講学生の入学料は免除する。

(特別聴講学生証)

第18条 特別聴講学生には特別聴講学生証を交付する。

- 2 特別聴講学生証の取扱いについては、仁愛大学学生生活規程第3条第2項から第6項までの規定を準用する。

(授業料)

第19条 特別聴講学生は、所定の期日までに別表に定める授業料を納入しなければならない。ただし、当該学生の所属する他大学等との協議で授業料に関し特段の取り決めを行った場合には、授業料を免除することができる。

- 2 前項の授業料のほかに、実験、実習、実技等に要する特別の費用は、特別聴講学生の負担とする。

3 前2項の規定により納入した授業料および特別の費用は返付しない。

(単位の認定)

第20条 特別聴講学生の単位の認定は、学則および仁愛大学履修規程に基づき行う。

(単位修得証明書)

第21条 学長は、特別聴講学生の認定された単位については、単位修得証明書により、当該特別聴講学生の所属する他大学等の長に通知する。ただし、学長が特別の事情があると認める場合には、特別聴講学生本人の請求に基づき、単位修得証明書を本人に交付することができる。

(特別聴講学生の責務)

第22条 特別聴講学生は、この規程のほか本学の諸規程を遵守しなければならない。

(入学許可の取消)

第23条 学長は、特別聴講学生が本学の諸規程に違反したとき、または学内の秩序を乱したときは、教授会の議を経て第17条の許可を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

別 表

特別聴講学生の授業料（第19条関係）

授 業 料	
講義、演習	1単位 12,000円
実験、実習、実技、演習のうち30時間間の授業をもって1単位とするもの	1単位 24,000円